

みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

【問い合わせ先】

そぴあしんぐう社会教育課

☎962-5111 (直)

三月間とは？

7月は「同和問題啓発強調月間」「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「社会を明るくする運動月間」です。町では、7月にある3つの運動をとおして、本町における問題を町民全体の問題として考えてもらうために、次の主旨に基づき「三月間運動」を展開しています。

毎年7月は「三月間」

「同和問題啓発強調月間」
「青少年の非行・被害防止全国強調月間」
「社会を明るくする運動月間」

「同和問題啓発強調月間」

県では、7月を同和問題について考える強調月間としています。同和問題は、日本固有の人権問題であり、その解決をめざして、さまざまな取り組みが行われています。

しかしながら、差別八ガキや差別落書きなど差別事件は後を絶たず、インターネットを使った悪質な差別事件も起きています。誰もが幸せな生活をしたいと願い、同時に、幸せに生活する権利を持っています。しかし、同和問題を正しく理解していません。無関心な人がいたりするために、「幸せな生活をしたい」という思いが踏みにじられています。同和問題を解決する第一歩は、同和問題を正しく理解し、その解決に向けて態度や行動に現すことです。

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」

次世代を担う青少年が、心身ともに健やかに成長することは、社会の責務であり、私たちみんなの願いです。インターネットや携帯電話の普及によって私たちの生活が豊かで便利になった一方で、青少年が有害な情報にふれたり、事件や事故に巻き込まれたりする機会が増大しました。

このような状況において青少年の非行や被

「社会を明るくする運動月間」

害を防止するためには、家庭や地域で理解を深め、行政や関係機関と一体になった取り組みを行うことが重要です。

すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生への理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない地域社会を築くための全国的な運動を「社会を明るくする運動」と呼んでいます。

犯罪や非行をなくすためには取り締まりを強化することなども必要ですが、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことも大切です。犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることをめざしています。

あらゆる人権課題を解決するためには、一人ひとりが人権課題を身近なことから捉え、正しく理解し、差別をなくすためにはどうすればよいのかを考えていくことが大切です。

町として、今後も啓発や情報提供を行っていきます。すべての人の人権が尊重され、明るく住み良い社会を実現するために、ご理解とご協力をよろしくおねがいします。

本年度の三月間

町民のごじいは

中止します

毎年7月第1土曜日に開催している「三月間町民のごじい」について、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。

「同和問題啓発強調月間」「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「社会を明るくする運動月間」の三つの運動は実施します。



▲人権の花「ひまわり」